

支援制度一覧

* 各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

No.	制度名称	分野	対象地域	対象	対象者					制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の課題解決」への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
					自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他					
31	南区ちよこつとコーディネーター	まちづくり	区域	①南区内の自治会町内会又は自治会町内会がかかわる協議会、南区を活動拠点とする任意団体等 ②継続して活動中若しくは新たに設立する団体、又は南区施設間連携事業に参画する区民利用施設等 ※①②ともに該当する団体	○	○	○	×	×	南区内における地域の課題解決や魅力づくりを目的とした団体の主体的・継続的な活動を支援するため、及び区民利用施設等の連携を促進するため、専門的な立場から助言を行うコーディネーターを派遣します。 ※派遣回数は単年度内で原則3回まで	通年	×	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/suishin/mn-chokocode.html	南区地域振興課地域力推進担当	341-1239	mn-chikiriyoku@city.yokohama.lg.jp
32	南区地域の力応援補助金	まちづくり	区域	・新たに地域の課題解決に取り組む団体で、①寺子屋みなみ等の講座修了生を2人以上有する団体が行う活動又は②自治会・町内会と連携して行う活動 ・既に地域の課題解決に取り組む団体で、③他団体と連携して行う新たな活動	○	○	○	×	×	南区内で地域の課題解決や魅力づくりに向けた活動に取り組む団体・グループに対し、補助金を交付します。 【補助額】 上限15万円(初年度) ※①は補助対象経費の10分の9、②③は補助対象経費の10分の7を限度とします。	令和6年 4月1日 ～4月19 日	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/suishin/hoikin.html	南区地域振興課地域力推進担当	341-1239	mn-chikiriyoku@city.yokohama.lg.jp
74	南区ふれあい助成金(トモニ助成金)	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉推進または障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、作業所・グループホームを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	※新規立ち上げの受付は4月3日～12月20日 自発的で非営利な地域福祉及び、障害福祉推進事業の支援をします。 【要支援者支援区分】 集いの場活動、家事生活支援活動、配食活動、送迎活動 【障害児者支援区分】 障害児者支援活動・当事者活動、宿泊・日帰りハイク活動、視覚障害者・聴覚障害者支援 【福祉のまちづくり区分】 【健康増進区分】 ※新規立ち上げ事業への助成区分あり	令和6年 4月3日 ～4月19 日必着	○	×	×	×	×	○	http://minami-shakyo.jp/	南区社会福祉協議会	260-2510	i.osei_minami@yokohama-shakyo.jp